三大疾病保障特約付 団体信用生命共済

日本人の死亡要因の上位3位を占める三大疾病に罹患した場合に、住宅ローン残高を全額返済できる特約付住宅ローンを取り扱っています。当共済には、連生タイプをご用意しております。



共済金のお支払いについて

被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ、住宅ローン全額が返済されます。 ①死亡・所定の後遺障害の状態になられたとき。

②三大疾病に罹患し、以下の状態になられたとき。

■悪性新生物(がん)

保障期間内に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。

■急性心筋梗塞

保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限が必要な状態が継続したと医師によって診断されたとき。

■脳卒中

保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明(要約)」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。

[※]JA住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点については、お借入れ 予定のJA窓口にお問い合わせください。

ップというA&にした。日本のは、全国共済農業協同組合連合会の審査がございます。審査結果によりましては、お申し込みをお振りすることがございますので、ご了承ください。 ※這連生団信の共済金が支払われることによる債務免除に関しては、連帯債務者の債務が免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは

[※]連生団信の共済金が支払われることによる債務免除に関しては、連帯債務者の債務が免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。